資料3－3

令和８(2026)年度　ユニットセンターの評価視点について

令和８（2026）年度年次評価				（参考）令和７（2025）年度年次評価
評価項目		評価基準	備考	
質問票の回収状況	現参加率	―	―	各ユニットセンターの規模を把握するための参考資料としてのみ活用する（評価は行わない）。
	質問票回収状況	回収率がユニットセンター（以下、UC）全体の平均以上の場合を〇とする。	（令和７年度を踏襲）	年齢別質問票・学年別質問票の回収率が78.9%（UC平均）以上を◎とする。
		回収率を標準偏差（SD）から評価し、2年継続して回収率が全UCの平均プラス0.5SD以上の場合を〇とする。	（令和７年度を踏襲）	また、令和６年度及び令和７年度に継続して回収率が全UCの平均プラス0.5SD以上の場合は◎とする。
	質問票回収率の維持状況	直近の回収率の減少が出生後６ヶ月より■%未満を〇とする。	（令和７年度を踏襲）	出生後６ヶ月の質問票回収率と小６時の質問票回収率の差を算出し、差異が29.3ポイント（UC平均）未満を◎とする。
	質問票回収率の直近の改善状況	質問票の回収率が前年度より改善されている場合を〇とする。 基準を満たした場合には〇は2個分とする。	※令和８（2026）年度の重点項目	出生後６ヶ月からの質問票回収率の推移を示すグラフにおける令和６年までと令和７年までの年齢別回収率の回帰直線の傾きの差異がプラス（前年度より改善）の場合を◎とする。
エコチル調査に係る業務全般の取組状況	参加者の調査参加へのモチベーション維持の取組	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた「参加者（子どもを含む）の調査参加へのモチベーション維持」の取組を行っている場合を〇とする。 ※13歳以降の継続のための取組を含む（継続率を含む）。 ※UCから■以上の互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。	※コアセンターによる評価を見直したことによる。	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた「参加者（子どもを含む）の調査参加へのモチベーション維持」の取組を行っている場合を〇とする。 ※13歳以降の継続のための取組を含む（継続率を含む）。 ※●以上のCC及びUCから互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。
	質問票回収率の維持・向上の取組	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた「質問票回収率の維持・向上」の取組を行っている場合を〇とする。 ※UCから■以上の互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。	（令和７年度を踏襲）	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた「質問票回収率の維持・向上」の取組を行っている場合を〇とする。 ※●以上のUCから互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。
	成果の社会還元の取組	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた「成果の社会還元」の取組(＊)を行っている場合を〇とする。 ＊成果の社会還元の取組 1）コミュニケーション活動（単純な広報活動とは別に、イベントへの参加人数、イベント参加者へのアンケート・ヒアリング結果やその対応状況等を総合的に評価） 2）アウトリーチ活動、その他 ※UCから■以上の互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。	（令和７年度を踏襲）	PDCAの観点を踏まえ、特に優れた成果の社会還元の取組(＊)を行っている場合を〇とする。 ＊成果の社会還元の取組 1）コミュニケーション活動（単純な広報活動とは別に、イベントへの参加人数、イベント参加者へのアンケート・ヒアリング結果やその対応状況等を総合的に評価） 2）アウトリーチ活動、その他 ※●以上のUCから互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。

令和８（2026）年度年次評価				（参考）令和７（2025）年度年次評価
評価項目		評価基準	備考	
エコチル調査の成果	エコチル調査の研究成果や活動に対する学会等からの表彰・褒章	エコチル調査の研究成果や活動に対し学会等から表彰・褒章があった場合を〇とする。	（令和７年度を踏襲）	エコチル調査の研究成果や活動に対し学会等から表彰・褒章があった場合を◎とする。
	学術論文等の発表	特に優れた学術論文や成果発表があった場合を〇とする。 ※各センターから発表された学術論文について、単純な論文数だけでなくその質（インパクトファクターや社会的意義及び、学会等における表彰などを参考）も含めて総合的に評価し、優れたUCをあげる。 ※■以上のUCから互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。	（令和７年度を踏襲）	特に優れた学術論文や成果発表があった場合を〇とする。 ※●以上のUCから互選があったUCに評価点を加点する（企画評価WGで検討）。
エコチル調査ルールの遵守及び管理状況	個人情報の管理状況	個人情報の管理状況にルール違反がない。	（令和７年度を踏襲）	個人情報の管理状況にルール違反がない。
	成果発表ルールの遵守状況	成果発表ルールの違反が（軽微な違反※を除く）ない。 ※エコチル調査の成果を発表する上で重大な問題となることが想定される場合を対象とする。届出･報告の遅延などは軽微な違反と見なし、注意喚起を実施することとし、総合評価における減点の対象とはしない。なお、注意喚起への対応が不十分である場合などはこの限りではない。	（令和７年度を踏襲）	成果発表ルールの違反が（軽微な違反※を除く）ない。 ※エコチル調査の成果を発表する上で重大な問題となることが想定される場合を対象とする。届出･報告の遅延などは軽微な違反と見なし、注意喚起を実施することとし、総合評価における減点の対象とはしない。なお、注意喚起への対応が不十分である場合などはこの限りではない。
総合評価の考え方		卓越して優秀：〇が７個～10個ある 優秀　　：〇が４個～６個ある 良好　　：〇が０個～３個ある 不十分　　：良好の評価だが、ルール違反がある エコチル調査ルールの遵守及び管理状況 ・個人情報の管理状況のルール違反 ・成果発表ルールの違反（軽微な違反を除く） のいずれかで注意喚起後も同じルール違反を繰り返した場合、評価が下がる。	※重点項目を設定したことにより〇の数は10個が最大	卓越して優秀：〇が７個～９個ある 優秀　　：〇が４個～６個ある 良好　　：〇が０個～３個ある 不十分　　：良好の評価だが、ルール違反がある エコチル調査ルールの遵守及び管理状況 ・個人情報の管理状況のルール違反 ・成果発表ルールの違反（軽微な違反を除く） のいずれかで注意喚起後も同じルール違反を繰り返した場合、評価が下がる。